

白山市災害時協力事業所登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、事業所が保有する施設、資機材、組織力等を地域の重要な防災力と位置付け、災害の発生時における協力を申し出た事業所を災害時協力事業所として登録することにより、市、事業所及び地域が連携した防災協力体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「事業所」とは、市内に店舗、工場、営業所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(災害発生時の協力事項)

第3条 災害の発生時における事業所の協力事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人材協力に関する事項
- (2) 物品協力に関する事項
- (3) 避難所施設等の提供に関する事項
- (4) 資機材等の支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害時における必要な協力及び支援に関する事項

(登録手続等)

第4条 災害の発生時における協力事業所として登録を受けようとする事業所は、前条各号に掲げる事項のうち協力を希望する事項を定めて、白山市災害時協力事業所登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該事業所に白山市災害時協力事業所登録書（様式第2号。以下「登録書」という。）を交付するとともに、災害時協力事業所として台帳に登録するものとする。
- 3 前項の規定により災害時協力事業所として登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）は、登録を受けた事項について変更が生じたときは、白山市災害時協力事業所登録事項変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(登録期間)

第5条 登録事業所の登録期間は、登録書の交付の日から2年とする。ただし、登録期間が満了する日までに登録事業所から登録の抹消の届出がない場合は、登録期間を2年延長することとし、以後においても同様とする。

(災害発生時の協力)

第6条 登録事業所は、災害の発生時において、市長又は自主防災組織、町内会等の代表者から協力の要請があったときは、自らが保有する人的、物的資源を最大限に活用して、第4条第1項の申請において定め、登録した協力事項について協力するものとする。

2 自主防災組織、町内会等の代表者は、登録事業所に協力を要請したときは、登録事業所に対する協力要請報告書（様式第4号）により、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(協力期間)

第7条 登録事業所が前条第1項の規定により協力を行う期間は、災害発生時の一時的な防災協力活動として、登録事業所の本来の業務に支障を来さない期間とする。

(協力に係る費用)

第8条 第6条第1項の規定により登録事業所が行う協力活動に要した費用は、当該登録事業所の負担とする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 市外に移転したとき。
- (3) 白山市災害時協力事業所登録抹消届出書（様式第5号）により登録の抹消を届け出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害の発生時における事業所の協力が困難であると認められるとき。

(登録事業所の公表等)

第10条 市長は、登録事業所について、本市のホームページで登録内容を公

表するものとする。ただし、公表を希望しない登録事業所については、この限りでない。

- 2 市長は、登録事業所の登録内容について、白山野々市広域消防本部、白山市南消防団及び白山市北消防団並びに自主防災組織に情報を提供することができる。
- 3 登録事業所は、自らが白山市災害時協力事業所である旨を印刷物等に表示することができる。

(登録内容の定期報告)

第11条 登録事業所は、毎年4月1日現在の登録内容を白山市災害時協力事業所登録内容確認書(様式第6号)により、当該年の4月末日までに市長に報告するものとする。

(防災事業との連携)

第12条 登録事業所は、市又は自主防災組織、町内会等が実施する防災訓練、研修会等の防災事業に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。